

訪問看護・介護予防訪問看護

重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	特定非営利活動法人あじさい
主たる事務所の所在地	〒990-1163 山形県大江町大字本郷丁10番地の1
代表者（職名・氏名）	代表理事 伊藤昌子
設立年月日	平成13年11月22日
電話番号	0237-83-4177

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護つつじ	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒991-0041 山形県寒河江市大字寒河江字塩水6番1	
電話番号	0237-85-1326	
指定年月日・事業所番号	平成26年6月4日指定	0661290015
管理者の氏名	荒木はま子	
通常の事業の実施地域	寒河江市、大江町、朝日町、河北町、西川町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護職員」といいます。）が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日
営業時間	午前9時から午後6時まで。（日曜日は、9:00～16:00）

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 1人、非常勤 3人	理学療法士	常勤 0人、非常勤 0人
准看護師	常勤 0人、非常勤 1人	作業療法士	常勤 0人、非常勤 0人
保健師	常勤 0人、非常勤 0人	言語聴覚士	常勤 0人、非常勤 0人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（訪問看護職員）及びその管理責任者は下記のとおりです。担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管理者 荒木はま子
----------	-----------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）訪問看護の利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として、介護保険負担割合証に示されている割合（1割又は2割）を基本利用料に掛けた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

【基本部分】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 （基本利用料の1割） ※（注2）参照	利用者負担金 （基本利用料の2割） ※（注2）参照
20分未満	2,790円	279円	558円
20分以上30分未満	4,167円	417円	834円
30分以上1時間未満	7,326円	733円	1,466円
1時間以上1時間30分未満	10,053円	1,005円	2,010円

<准看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (基本利用料の1割) ※(注2)参照	利用者負担金 (基本利用料の2割) ※(注2)参照
20分未満	2,480円	251円	502円
20分以上30分未満	3,704円	375円	750円
30分以上1時間未満	6,512円	660円	1,320円
1時間以上1時間30分未満	8,936円	905円	1,810円

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

サービスの内容	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (基本利用料の1割) ※(注2)参照	利用者負担金 (基本利用料の2割) ※(注2)参照
1回につき	2,718円	272円	544円
1日に2回を越えて実施する場合	2,446円	245円	490円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額から集合住宅減算分(所定単位数の100分の90に相当する単位数)を減額した金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算	新規利用又は、過去2か月間において、当該訪問看護事業所から訪問看護の提供を受けていない場合であって新たに訪問看護計画書を作成した場合に算定する。	3,000円	300円
退院時共同指導加算	病院、診療所又は老人保健施設から退院、退所されるにあたり、当事業所看護師が退院時共同指導（主治医、その他の職員と共同して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供）を行った際に算定される。	6,000円	600円
夜間・早朝、深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	
複数名訪問加算	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2,540円	254円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	4,020円	402円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,000円	300円
緊急時訪問看護加算	利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある場合（月に1回）	5,400円	540円

(2) 介護予防訪問看護の利用料

【基本部分】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (基本利用料の1割) ※(注2)参照	利用者負担金 (基本利用料の2割) ※(注2)参照
20分未満	2,790円	279円	558円
20分以上30分未満	4,167円	417円	834円
30分以上1時間未満	7,326円	733円	1,466円
1時間以上1時間30分未満	10,053円	1,005円	2,010円

<准看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (基本利用料の1割) ※(注2)参照	利用者負担金 (基本利用料の2割) ※(注2)参照
20分未満	2,480円	251円	502円
20分以上30分未満	3,704円	375円	750円
30分以上1時間未満	6,512円	660円	1,320円
1時間以上1時間30分未満	8,936円	905円	1,810円

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

サービスの内容	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (基本利用料の1割) ※(注2)参照	利用者負担金 (基本利用料の2割) ※(注2)参照
1回につき	2,718円	272円	544円
1日に2回を越えて実施する場合	2,446円	245円	490円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額から集合住宅減算分(所定単位数の100分の90に相当する単位数)を減額した金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算	新規に介護予防訪問看護計画書を作成した場合に算定する。	3,000円	300円
退院時共同指導加算	病院、診療所又は老人保健施設から退院、退所されるにあたり、当事業所看護師が退院時共同指導（主治医、その他の職員と共同して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供）を行った際に算定される。	6,000円	600円
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	
複数名訪問加算	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2,540円	254円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	4,020円	402円
長時間介護予防 訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,000円	300円
緊急時介護予防 訪問看護加算	利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある場合（月に1回）	5,400円	540円

（3）その他の利用料

その他の利用料として、必要に応じて下記の料金が発生します。

- ① 訪問看護と連携して行われる死後の処置料 10,800円
- ② 通常の業務の実施地域（寒河江市、大江町、朝日町、西川町、河北町）を越える場合の交通費 1キロメートル当たり 40円

(4) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

(注) 利用予定日の前日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(5) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、15日以内に差上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の20日(祝休日の場合は直前の平日)に、当方で指定する下記の口座より引き落とします。 きらやか銀行 左沢支店 普通口座
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の20日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 きらやか銀行 左沢支店 普通口座
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び県及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 1. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0237-85-1326	面接場所 当事業所の相談室
---------	-------------------	---------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	寒河江市健康福祉課	電話番号 0237-86-2111
	西川町健康福祉課	電話番号 0237-74-3243
	朝日町健康福祉課	電話番号 0237-67-2156
	大江町健康福祉課	電話番号 0237-62-2114
	山形県国民健康保険団体連合会	電話番号 0237-87-8006

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。
 - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。